

2020 年度第二次補正予算「新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業」

ア 目的

児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対する支援を行うとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を支援することにより、児童福祉施設等における継続的な事業実施に向けた環境整備を図ることを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市町村及び市町村等が認めた者

※ 都道府県及び市町村については、委託等を行う事ができる

ウ 内容

(ア) エ(ア)に定める対象施設等におけるマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業。

(イ) エ(イ)に定める対象施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業(研修受講、かかり増し経費等)。

【(イ)のかかり増し経費等の例】

① 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること

② 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

※ 実費相当額を上限

エ 対象施設等

(ア) 放課後児童健全育成事業等、保育所等(認可外の居宅訪問型保育事業を除く。)、児童養護施設等、子どもの生活・学習支援事業等及び産後ケア事業

(イ) 放課後児童健全育成事業等、保育所等(認可外の居宅訪問型保育事業を除く。)、子どもの生活・学習支援事業等及び産後ケア事業

オ 留意事項

都道府県は、支援を行うに当たり、それぞれの実施者が支援する対象施設等を明確にすることにより、希望するすべての対象施設等が支援を受けることができるよう、市町村と密接に連携・調整を図ること。

※ 1か所あたり 50 万円(国 10/10)